平成２９年（フ）第１４３５号
東京都東久留米市本町１丁目７―16―205
債務者　木島　勝利
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５００号
東京都江戸川区中央２丁目15―２―102
債務者　森藤ヨシ子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５０２号
東京都新宿区上落合１丁目29―17―117
債務者　青山　松巨
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５０５号
東京都大田区羽田４丁目５－５―203
債務者　黒川　安子（旧姓生方）
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５０９号
東京都江戸川区平井６丁目39―１―202
債務者　樋口　　保
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５１６号
東京都足立区谷中２丁目19―８―203
債務者　井上　征子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５１８号
東京都江戸川区谷河内１丁目９―17―102
債務者　川名健太郎
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５１９号
東京都足立区梅田４―40―９―201、住民票上の住所東京都足立区六町４丁目３―21
債務者　益村勲こと　金　　泰勲
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５２２号
東京都練馬区北町６丁目８―104
債務者　佐藤　生子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５２３号
東京都調布市小島町１丁目５－１―207
債務者　三浦可奈子（旧姓川瀬）
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５３０号
東京都府中市西府町２丁目16―13　ミランダファルコナーⅡ203
債務者　引田佳代子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６１号
横浜市南区高根町１丁目３番地　高嶺グリーンハイツ503
債務者　南屋敷廣美
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７５３号
静岡市駿河区小鹿788番地の４　ハッピーアイランドｔｗｏ202号
債務者　塩澤　涼平
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２２号
東京都青梅市根ヶ布１丁目320番地の３
債務者　井上百合子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８７号
東京都稲城市大丸695番地の８第二大国荘102号室
債務者　加藤　ヨネ
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部